

## 議案第 1 号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正についてに対する附帯決議

### 提案理由の説明

議案第 1 号 倉吉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、次のとおり附帯決議を提出します。

### 附帯決議事項は

1. 小学校統合による新学校名決定にかかる条例改正については、議会及び市民に対してその決定過程に関する情報開示を逐次積極的に行うとともに、疑念を抱かれることのないよう説明責任を果たすこと。このことは、今後についてのみならず、過去のものについても同様とすること。
2. 私的諮問機関のあり方について定義し、付属機関との違いを明確にすること。  
です。

この度の成徳小学校、灘手小学校の統合新学校名の決定について、半年以上にわたる論争の上、住民直接請求まで起こるなど、住民を巻き込んでたいへん紛糾しました。

その理由として、ひとつは新学校名の決定過程が非公開であり、住民の納得が得られなかったことがあります。また、要綱設置の私的諮問機関と議会の議決が必要な条例設置の付属機関との役割が不明確であった点は、議会で指摘のあったとおりです。

さらには、12月議会の教育福祉常任委員会の委員長報告によれば、「我々、教育福祉常任委員会は、健康福祉部と教育委員会に属する事項を所管しています。最近は特に教育委員会に関する重要事項が山積しており、当常任委員会としても住民の代表として議論し、時には苦渋の選択をすることもあります。常任委員会への報告を早期に行っていただくことで早い段階で民意を反映させ、より住民本位の行政を行っていただきたい。このように願い、当常任委員会は教育委員会に対し、次の項目について、可能な限り早期報告を求めるものです。①将来議論が起こると予想されるもの。②市民の関心を呼ぶことが予測されるもの。③予算や条例など、将来議会の議決が予定されるもの。」として意見が申し添えられています。このことは、いかに教育委員会の情報提供と説明責任が足りないのかを指摘しています。

したがって、議案第 1 号に対しまして、冒頭に申し上げた事項について付帯決議を提出するものです。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。